平成２１年（フ）第１２７５７号
埼玉県春日部市道口蛭田182―３　第１きよらか荘５号
債務者　大阿久グロリアフェルナンデスことオオアク　グロリア　フェルナンデス
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７５８号
東京都目黒区碑文谷１丁目５―７―201
債務者　片山　りか
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７７５号
千葉県船橋市二和東６丁目15―２―105
債務者　小松　大志
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７７７号
東京都江戸川区西葛西６丁目25―６―313
債務者　秋廣真由美
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７７８号
埼玉県川口市戸塚６丁目16―８―202
債務者　末永加奈子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７７９号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目５―48―802
債務者　井上　紀子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７８２号
東京都渋谷区笹塚３丁目60―13―Ａ101
債務者　池間　亜希
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７８３号
東京都江東区塩浜２丁目18―６―401
債務者　川崎　真実
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７８７号
東京都世田谷区代沢２丁目48―26―26
債務者　田中智恵美
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７８８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目21―90―203
債務者　間中　正子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８００号
静岡県浜松市中区萩丘３丁目10―38
債務者　小野　辰衛
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２２号
神奈川県厚木市元町17―２―Ⅱ―105
債務者　飯島　正人
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２８号
東京都中野区中央５丁目５―３―203
債務者　平塚　　剛
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１６１号
横浜市保土ケ谷区霞台50番23号
債務者　金子　智子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８号
石川県羽咋市太田町い34番地
債務者　田辺　敏雄
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第１０１号
長野県小諸市甲2176番地１　ファミーユ宮前101号
債務者　鈴木　伸枝
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部